

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

1. 試行対象工事

(1) 適用範囲

- ・公告日（指名通知日）が令和2年7月1日以降の農政部発注工事を対象とする。

(2) 対象工事

- ・主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。
- ・電気通信設備工事及び公園緑地工事においては、主たる工種が屋外作業である工事を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく屋内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。
- ・機械設備工事及び営繕工事は対象外とする。

(3) 対象地域

- ・県内全ての地域を対象とする。

2. 現場管理費補正の考え方

(1) 真夏日

- ・真夏日とは、以下のいずれかに該当する日とする。
 - ①気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度(°C)以上の日。
 - ②環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が日最高25度(°C)以上の日。
- ・ただし、休工期については、真夏日として計上しないものとする。
- ・夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上又は暑さ指数が25度(°C)以上の場合、真夏日とする。

(2) 対象期間

- ・対象期間は工事着手日から工事完了日までとし、監督員との協議により決定する。
- ・ただし、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（休工期除く）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象工期に含めない。

※工事着手日とは、土地改良事業共通仕様書における工事着手の日のことをいう。

※工事完了日とは、工期完了日の20日より前の日で監督員と協議した日のことをいう。

(3) 真夏日の確認

- ・真夏日の確認は受注者が行うこととする。
- ・施工現場から最寄りの観測所の公表データにより確認することを基本とする。

- ・観測所は運用の「山梨県内の観測所一覧表」によるものとする。
 - ・観測所の公表データは、以下のとおりとする。
- ①日最高気温については、気象庁の地上気象観測所のデータ。
 - ②暑さ指数（WBGT）については、環境省の観測地点のデータ。

（４）観測結果の報告

- ・受注者は、真夏日の集計を行い、工事打合せ簿により集計表と集計根拠となる観測結果を対象工事期間終了日の 20 日前までに監督員に提出するものとする。

3. 積算方法

（１）現場管理費の補正

- ・現場管理費の補正は、対象工期期間中の真夏日の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとし、補正は変更契約時において行うものとする。

（２）真夏日率の算出

- ・以下の式により、真夏日率を算出するものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{対象工期期間における真夏日の日数} \div \text{対象工期期間の日数}$$

※ 真夏日率は、小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

（３）現場管理費の熱中症対策補正値の算出

- ・以下の式により、熱中症対策補正値を算出するものとする。なお、現場管理費の補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{熱中症対策補正値（％）} \times 1 = \text{真夏日率} \times 1.2 \text{（真夏日補正係数）}$$

※1 熱中症対策補正値（％）は小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

附 則

この要領は令和 2 年 7 月 1 日から適用する。